

Sen労働保険事務組合_事務処理規約

一般社団法人Sen

版 数	第1版
最終改定日	2026年5月14日
施行日	2026年4月14日

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 目 的.....	1
第2章 労働保険関係事務処理の委託.....	1
第2条 労働保険関係事務の委託.....	1
第3条 委託事務の手続.....	1
第4条 委託の解除及び特別加入からの脱退.....	2
第5条 特別加入からの脱退手続.....	2
第3章 事務処理の方法.....	2
第6条 賃金総額等の報告.....	2
第6条の2 雇用保険被保険者に関する届出手続.....	3
第7条 労働保険料の納付に関する事項.....	3
第8条 納入告知を受けた場合の事務.....	3
第9条 督促を受けた場合の事務.....	3
第10条 領収書の交付.....	4
第11条 領収書控等の保存.....	4
第4章 事務組合の責任.....	4
第12条 労働保険料等の納付責任.....	4
第13条 追徴金納付責任.....	4
第14条 延滞金の納付責任.....	4
第5章 事務手数料.....	5
第15条 事務手数料の額.....	5
第16条 事務手数料の納入.....	5
第6章 会 計.....	5
第17条 労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計.....	5
第18条 労働保険事務組合労働保険料等特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計の収入・支出.....	5
第19条 労働保険事務組合一般会計の収入・支出.....	6
第20条 会計年度.....	6
第21条 専用口座の預金通帳と印鑑の保管.....	6
第22条 監 査.....	6
第7章 報 告.....	6
第23条 総会等への報告.....	6
第8章 番 号 法.....	6
第24条 安全管理措置.....	6
第9章 規約の変更.....	7
第25条 規約の変更.....	7
附 則.....	7

Sen労働保険事務組合_事務処理規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は母体団体である一般社団法人Sen（以下「本法人」という。）が運営するSenの会則第4条第1項第2号の規定により、一般社団法人Sen Sen労働保険事務組合（以下「本事務組合」という。）が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第2項並びに同条第3項の規定より準用する法第34条、第35条（第4項を除く）及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金に係る事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合、本事務組合に労働保険事務等を委託した組合員（以下「委託組合員」という。）及び委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第4章の2の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下「特別組合員」という。）の責任を定めることを目的とする。

第2章 労働保険関係事務処理の委託

(労働保険関係事務の委託)

第2条 本事務組合が委託を受けて処理する事務は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項等に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務を除き、事業主として処理すべき労働保険関係事務の一切とする。

- 2 前項の事務には、次の各号に掲げる事務を含む。
 - (1) 労働保険料の申告・納付に関する事務
 - (2) 労災保険の特別加入申請に関する事務
 - (3) 雇用保険の被保険者に関する届出事務（資格取得届、資格喪失届、離職証明書の作成その他雇用保険法に基づく届出事務）
 - (4) 前各号に付随する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の収集・届出に関する事務
 - (5) その他前各号に付随する労働保険事務
- 3 本事務組合に労働保険関係事務の委託ができるのは母体団体「Sen」に加入している会員に限る。

(委託事務の手続)

第3条 委託組合員は、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務等委託書（組様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 本事務組合は、前項の労働保険事務等委託書の提出を受けたときは、直ちに受託の可否を当該委託組合員に通知するものとする。
- 3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第16号（第68条関係）・様式第4号（第2条の7関係）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。
- 4 労災保険法第4章の2の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中

小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

(委託の解除及び特別加入からの脱退)

- 第4条 本事務組合又は委託組合員が、労働保険事務等処理の委託を解除しようとするときは、7日前までに労働保険事務等委託解除通知書(組様式第11号)によって本事務組合又は委託組合員に通知しなければならない。
- 2 委託組合員が、労働保険事務等処理の委託を解除しようとするときは、所定の手続きを行い広島労働局長の承認を受けなければならない。
 - 3 本事務組合は、委託組合員が次の各号のいずれかに該当する場合、労働保険事務等処理の委託を解除することができる。
 - (1) 第7条第2項に定める労働保険料等その他の徴収金の納付義務に違反し、本事務組合の定める最終催告を経てもなお納付しないとき。
 - (2) 法令又はこの規約に違反したとき。
 - (3) Sen会則第10条に定める除名事由に該当するとき。
 - (4) 第6条に規定する報告又は法定書類(賃金台帳等)の提出を拒否・遅延するなど、委託を継続し難い重大な事由があるとき。
 - 4 本事務組合は、前項に基づき委託を解除しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経なければならない。また、当該組合員に対し、決議に先立ち、弁明の機会を付与することができる。
 - 5 最終催告にもかかわらず指定の期限までに納付がなく、弁明もなされない、又は弁明に正当な理由がないと理事会が判断した場合、本事務組合は委託解除を決定し、当該委託組合員に対し、解除の理由及び解除日を明記した「労働保険事務等委託解除通知書」(組様式第11号)をもって通知するものとする。

(特別加入からの脱退手続)

- 第5条 特別組合員が、労災保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者としなないことを希望する場合、同法第35条第3項の規定により同法第33条第3号又は第5号に掲げる者の団体が、労災保険に係る保険関係を消滅させることを希望する場合又は同法第33条第6号又は第7号に掲げる者を労災保険の保険給付を受けることができる者としなないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第3章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

- 第6条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を労働保険料等算定基礎賃金等の報告(組様式第4号)により、毎年4月中の本事務組合の指定する日までに本事務組合に報告しなければならない。
- (1) 事業の概要
 - (2) 使用労働者について前年度中(前年4月1日から本年3月31日まで)に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額
 - (3) 前年度中の1ヶ月平均使用労働者数
 - (4) 特別加入している者がある場合には、その者が本年度に希望する給付基礎日額
 - (5) 一括有期事業を行う委託組合員にあっては、一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の作成に必要な事項

(6) その他本事務組合が必要と認める事項

- 2 本事務組合が、広島労働局労働保険特別会計歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び広島労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿様式第17号(第68条関係)・様式第5号(第2条の7関係)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。

(雇用保険被保険者に関する届出手続)

- 第6条の2 委託組合員は、雇用保険の被保険者に関する届出を行う必要が生じたときは、届出事由発生の日から10日以内(資格喪失届及び離職証明書にあっては被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内)に、所定の届出書に必要書類を添えて本事務組合に提出しなければならない。
- 2 本事務組合は、前項の届出書の提出を受けたときは、届出書の内容を確認の上、速やかに所轄の公共職業安定所に届け出なければならない。
 - 3 本事務組合は、公共職業安定所から雇用保険に関する通知、決定その他の処分を受けたときは、速やかにその内容を当該委託組合員に通知するものとする。
 - 4 委託組合員は、前項の届出に際し、雇用契約書、出勤簿、賃金台帳その他本事務組合が必要と認める書類を提出しなければならない。

(労働保険料の納付に関する事項)

- 第7条 本事務組合は、委託組合員から第6条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料及び当年度概算保険料及び一般拠出金を算定し、納付すべき労働保険料等として保険料等納入通知書により委託組合員に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料等を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。労働保険料等は、本会の運営費である会費とは法的に性質を異にする金銭であり、納付義務は公的な性質を伴うものとする。
 - 3 本事務組合は、前項の規定による労働保険料等の交付を受けた場合には、事業場別「労働保険料等徴収及び納付簿」に労働保険料等の額及び受領年月日を記載するものとする。
 - 4 本事務組合は、第6条の規定による報告を受け、第2項の規定による労働保険料の交付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合は、直ちに所定の保険料・拠出金申告書を作成し、その全額を国に納付するものとする。
 - 5 本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料等その他徴収金について第3期分までを国に納付したときは、その旨を当該委託組合員に通知するものとする。

(納入告知を受けた場合の事務)

- 第8条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の10日前までに、委託組合員にその納入告知書を送付するものとする。
- 2 納入告知書の送付を受けた委託組合員は、納入告知書に指定された納期限の5日前までに、納入告知にかかる金額を納入告知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(督促を受けた場合の事務)

- 第9条 本事務組合は、委託組合員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた委託組合員は、督促状の指定納付期限の5日前までに、督促状の労働保険料等を本事務組合に交付しなければならない。

(領収書の交付)

- 第10条 本事務組合は、第7条、第8条、第9条に規定する場合において委託組合員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書(組様式第16号)を、すみやかに発行し、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するものとする。

(領収書控等の保存)

- 第11条 本事務組合は、委託組合員から労働保険料等その他の徴収金の交付を受け、これを国に納付したことを証する「領収書(控)」、「納付書・領収証書」等を3年間保存するものとする。

第4章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

- 第12条 委託組合員が労働保険料等その他の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。
- 2 法第21条第1項又は第28条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項もしくは第28条第1項に基づき、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第14条に規定する事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責を負うものとする。

(追徴金納付責任)

- 第13条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。
- (1) 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第6条第1項の保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を経過し、政府により法第19条第4項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第4項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた追徴金が徴収される場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合

(延滞金の納付責任)

- 第14条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、延滞金の納付の責を負うものとする。
- (1) 委託組合員が、督促状の指定納付期限の5日前までに、労働保険料等を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納付期限までにその労働保険料等を政府に納付しないため延滞金を徴収される場合
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、本事務組合が指定納付期限の7日前までに、その委託組合員に督促の通知を行わなかったために、督促状の指定納付期限までに納付ができず、そのため延滞金を徴収される場合

- (3) 第2号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合

第5章 事務手数料

(事務手数料の額)

- 第15条 本事務組合は、労働保険事務の処理に要する費用として、委託組合員から別表に定める事務手数料を徴する。事務手数料は労働保険料等とは別に一般会計において経理する。
- 2 本規約別表に定める事務手数料の額は、本事務組合が別途定めるサービス利用規約別表第1に定める額と同一とする。両者の内容に差異が生じた場合は、サービス利用規約別表第1の定めを優先するものとする。
 - 3 サービス利用規約別表第1の改廃が行われたときは、本規約別表は自動的に当該改廃後の内容に更新されるものとし、別途本規約の変更手続を要しない。

(事務手数料の納入)

- 第16条 委託組合員は、翌年度分の事務手数料を、原則として毎年3月末日までに納付しなければならない。
- 2 原則として年度の途中で入会する場合、当該年度の3月までの月数分を入会時に一括して納付する。ただし、1月から3月までの間に入会する場合には、翌年度の3月までの月数分を一括して納付しなければならない。
 - 3 前項に定める納付時期は特別な定めをした場合はこの限りではない。
 - 4 既納の事務手数料は、原則として返還しない。ただし、年度途中で委託を解除した場合は、未経過月数に応じた額を返還することができる。

第6章 会 計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計)

- 第17条 本事務組合は、労働保険事務組合労働保険料等特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設けるものとする。

(労働保険事務組合労働保険料等特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計の収入・支出)

- 第18条 労働保険事務組合労働保険料等特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料等その他の徴収金、法第19条第6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第6項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等その他の徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料等その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。
- 2 本事務組合は、労働保険料等その他の徴収金のために委託組合員から交付を受けた金銭をその目的以外に使用しないものとする。
 - 3 本事務組合は、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項の規定による労働保険料等の交付および交付された労働保険料等の政府への納付、又は委託組合員への還付、若しくは納期限までの間の保管のための専用口座を設けるものとする。
 - 4 前項の規定による専用口座は、次の金融機関とする。
● 広島信用金庫 八丁堀支店 口座番号 普通xxxxxxxxx
口座名義 一般社団法人Sen Sen労働保険事務組合 代表理事 石山 洋平

- 5 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときの他は、前項に規定する労働保険料等専用口座に預託するものとする。この場合、労働保険料等その他の徴収金は、国に納付し又は委託組合員に還付する場合の他は引き出さないものとする。
- 6 本事務組合は、委託組合員の労働保険料等その他の徴収金の納付のため本事務組合に交付した金額が、納付すべき労働保険料等その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該委託組合員に返還するものとする。ただし、当該委託組合員の承認によって未納の労働保険料等その他の徴収金に充当することができるものとする。

(労働保険事務組合一般会計の収入・支出)

第19条 本事務組合は、労働保険事務組合一般会計においては、第15条に規定する事務手数料、会費、報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(会計年度)

第20条 労働保険事務組合労働保険料等特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計の会計年度は、一般社団法人Senの事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第21条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に別途定めるものとする。

(監査)

第22条 本事務組合は、毎年1回又は随時に労働保険事務等処理及び労働保険料等の預り金の処理について別途定める監事等の監査を受けるものとする。

第7章 報 告

(総会等への報告)

第23条 本事務組合は、毎年1回Senの総会等の議決機関において、前年度中に取り扱った労働保険料等に関し、委託組合員からの交付・未納付（滞納）及び交付分にかかる政府への納付、保管及び還付金の状況について報告するものとする。

第8章 番 号 法

(安全管理措置)

- 第24条 本事務組合が委託を受けて処理する労働保険事務等（雇用保険の被保険者に関する届出事務における個人番号の収集・届出を含む。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律その他関係法令並びに「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、基本方針及び取扱規程等を整備し、個人番号を含む特定個人情報の取扱い（取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等）について必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。
- 2 本事務組合は、個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び事務取扱担当者を明確にし、取扱規程に定めるものとする。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

- 第25条 この規約の変更は、Senの理事会の決議による。ただし、変更にあたっては、厚生労働大臣（事務の委任を受けた都道府県労働局長を含む。）の認可又は届出に係る手続を経るものとする。
- 2 第15条第3項の規定により本規約別表が自動的に更新される場合は、前項本文の決議を要しない。ただし、当該更新については、本事務組合は速やかにSenの理事会に報告するとともに、必要に応じ所轄労働局に対し変更届を行うものとする。

附 則

(承認)

第1条 本事務組合は、この規約について、Senの総会等の議決機関の承認を得るものとする。

(施行期日)

第2条 この規約は、一般社団法人Sen Sen労働保険事務組合が労働保険事務組合として厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。

別表（第15条関係）

事務手数料

項目	金額（税別）	備考
労働保険年度更新申告（一元適用）	30,000円	年額
労働保険年度更新申告（二元適用・1番号）	15,000円	年額
雇用保険資格取得届	2,500円	1件あたり
雇用保険資格喪失届	2,500円	1件あたり
雇用保険資格喪失届（離職票あり）	5,000円	1件あたり

（注）本表に定める額は、サービス利用規約別表第1に定める額と同一とする。両者の内容に差異が生じた場合は、サービス利用規約別表第1の定めを優先する。